

平成 30 年度第 3 回 公契約審議会 平成 31 年 2 月 5 日（火）午後 3 時 30 分～午後 4 時 30 分 東 41 会議室	
出席委員	石原委員、河邊委員、河合委員、榊原委員、清水委員
事務局	黒釜財務部長・田中契約検査課長・花田課長補佐・大山課長補佐・城田主査・今村主査・山口主任
契約検査課長 財務部長 会長	開会宣言 挨拶 次第 1 「前回審議会の確認事項について」事務局より説明をお願いします。
契約検査課長補佐 会長 各委員 会長	説明（資料 1 「前回審議会の確認事項について」） 何か質問・意見ありませんか。 （意見なし） それでは次の議題に移らせていただきます。次第 2 「労働報酬下限額について」（1）工事請負契約について事務局より説明をお願いします。
契約検査課長補佐 会長 各委員 会長	説明（資料 2 「労働報酬下限額について」（1）工事請負契約） 割合は 77% のままで、加えて次年度は、周知に力を入れるという案ですがいかがでしょうか。 （異議なし） 前回、随分議論した内容でもあり、条例の趣旨やその効果について、周知に力を入れてというのが、委員の意見ということで、よろしく願います。
会長	次第 2 「労働報酬下限額について」（2）工事請負以外の契約（委託業務契約・指定管理協定）事務局より説明をお願いします。
契約検査課長補佐 委員 契約検査課長補佐 委員 会長	説明（資料 2 「労働報酬下限額について」（2）工事請負以外の契約（委託業務契約・指定管理協定）） 予算への反映時期等について目途はありますか。 具体的には、これから細かく考えていくこととなりますが、例えば審議会の時期を含めて検討をしていく予定です。 その件について等の前にそうした内容を括弧書きで入れておいていただいた方が分かりやすいと思います。 それでは、（2）の工事以外の契約についても、15 円の加算という内容とし、予算へ良いタイミングで反映させるということによりよろしいでしょうか。
各委員 会長	（異議なし） 次第 2 「労働報酬下限額について」（3）工事における未熟練者・年金

<p>契約検査課長補佐</p>	<p>受給者を事務局より説明をお願いします。</p> <p>説明（資料2「労働報酬下限額について」（3）工事における未熟練者・年金受給者）</p>
<p>会長 委員</p>	<p>何か質問・意見ありませんか。</p> <p>未熟練者と年金受給者については、仮に一般の人と同じ賃金にした場合、雇用主にとっては、未熟練者や年金受給者が同じ単価なら、優先して熟練者を雇いたいと考えますので、未熟練者や年金受給者の就労の機会が奪われる可能性があると思います。従って、こうした方に働く機会を保障するという事に配慮したきめ細かな基準を設けているということですよ。</p>
<p>契約検査課長 委員</p>	<p>はい、その通りです。一般の労働者と比べ低い金額を設定しています。</p> <p>公契約条例は、こうしたきめ細かい配慮をしたうえで、広く労働者を確保するように作られています。これに対し、地域別最低賃金は未熟練者・年金受給者などの労働者の属性に応じた賃金制度にはなっていないのでしょうか。</p>
<p>契約検査課長補佐 委員</p>	<p>なっていません。</p> <p>地域別最低賃金の制度については未熟練者や年金受給者などに対する配慮がされていない制度という考え方もできると思います。公契約条例はそういった点にも考慮して下限額を決めていますが、計算上、工事請負の未熟練者等の労働報酬下限額が、地域別最低賃金を下回るようになっては、意味のない制度になってしまうとも考えられます。31年度以降は、推定の状況ですが、一定の趣旨目的で作った制度であるため、そういったことを解消するために、改正したらどうかということでしょうか。</p>
<p>契約検査課長補佐 委員</p>	<p>そうです。</p> <p>未熟練者等の下限額は、将来の状況とか、現在、工事請負が設計労務単価の77%となっていますが、それ自体来年以降変わる可能性があって、それによっても状況が変わってきます。制度の趣旨に沿った内容に改善しようとする、65%から少し上げる必要がありますが、これを究極まで上げていくと一般の労働者と未熟練者あるいは年金受給者の間の格差を設けてあるのに、どんどんなくなっていくこととなります。一般的に賃金を上げるのは労働者側からすると良い事だと思いますが、こういった特殊な属性を持った労働者については、上げることが良いのかという考え方も一方ではあると思います。</p>
<p>契約検査課長</p>	<p>今言われたように、これを100%にしてしまうと一般の労働者と年金受給者等と同額になってしまうので、工事の一般労働者よりは低く、か</p>

	<p>つ、工事以外よりは高くし、その間で調整していくことが条例の趣旨です。</p>
<p>委員 委員</p>	<p>分かりました。</p>
<p>委員</p>	<p>今回の答申についてはそのままでも良いかもしれませんが、工事以外の契約は、豊橋市は最低賃金+15円ですが、他都市のような最低賃金+1%では、どちらがよいのでしょうか。</p>
<p>契約検査課長</p>	<p>今のところは、最低賃金+1%よりも、本市の+15円のほうが金額は高くなります。</p>
<p>委員</p>	<p>本来モノづくりの現場は、機械でなく人が作っていくので、いい仕事をする人には高い賃金を払おうという事が当然でした。ベテランでいい仕事をする人と、今日入ってきたばかりの人が同じであるはずがないというところから始まります。</p>
<p>委員</p>	<p>この制度では、未熟練者等の額の算出をするのに、まず、軽作業員の設計労務単価に77%を掛けた労働報酬下限額が基礎となっていますね。今回+2%の67%と+5%の70%の案がありますが、未熟練者等の掛け率を大きく上げると、工事請負の77%を将来80%に引き上げるのに、影響が大きくなってしまわないのでしょうか。</p>
<p>契約検査課長</p>	<p>これを決めるには不確定要素が2つあります。1つは労働報酬下限額の77%を今後上げることになるのかということ、もう1つは設計労務単価がここ数年低い上昇率であったのが、今後どのように推移していくのかということです。</p>
<p>委員</p>	<p>こうした将来の不確定要素がある中、事務局としても5%のアップは、将来的な影響も出てくるのではという不安もあります。</p>
<p>財務部長</p>	<p>この審議会は毎年ありますので、まずは67%として、来年の同じ時期に設計労務単価の直近の状況を見て、更なる引上げが必要かどうか、検討をするのも方法かもしれません。</p>
<p>委員</p>	<p>下げる議論はありえないと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>未熟練者等の就労の機会に対する優遇が、どんどん無くなっていくことも危険だと思います。一般の労働者と一緒になってしまうと、未熟練者等は排除されてしまうことになることも考えられます。</p>
<p>委員</p>	<p>ただ、65%としているルールが有名無実にしてしまうことに対して、何もしなくても良いのかという疑問も確かにあります。</p>
<p>委員</p>	<p>条例を作った限り、常にただし書きで救われるのはおかしいと思います。大幅に上げなくても良いので、最低賃金より高い水準になるようにすべきだと思いますし、そんなに先を見なくても毎年議論していけばいいと思います。</p>

委員	臨時職員の賃金を基礎としている市もありますが、来年の臨時職員賃金はどの程度上がりそうでしょうか。
契約検査課長	人事院勧告に則って決めている団体が多いため、大幅な上昇はあり得ないと思います。せいぜい数%ではないかと思われます。
会長	皆様から意見をいただきましたので、できるだけ公契約条例の趣旨を反映し、特にただし書きにもたれることが主にならないようにという点と、毎年審議会の中で検討ができますので、まず来年度は、案2（2%引上げ）でどうかということでお諮りしたいと思います。
委員	2%引上げの67%としても、いざという時のために、ただし書きは残るのでしょうか。
契約検査課長	その通りです。
会長	それでは、工事における未熟練者・年金受給者につきましては、案2ということで決定してよろしいでしょうか。
各委員	（異議なし）
会長	続いて、次第3「特定公契約対象範囲の拡大について」を事務局より説明をお願いします。
契約検査課長補佐	説明（資料3「特定公契約対象範囲の拡大について」）
会長	何か質問・意見ありませんか。
委員	見た目の数字ばかり気にしても、実際に守られていなければ条例も絵に描いた餅になってしまいます。 どう検証するかは公共工事の発注者の立場としてできることしかできないのは実際だと思います。 発注者の立場として、できる限りの検証をしていく。条例を守ってもらうためには、場合によっては違反業者には発注しないということですよ。
契約検査課長	違反業者には是正をお願いし、それを守らなければ指名停止などもあります。
委員	他の自治体もそうですが、見た目の数字がよくても、どこまで検証しているのかという疑問があります。 仮に対象を130万円以上に広げると、(31年度の予定件数で)505件になりますので、実際検証するのは無理ではないかと思います。そうすると、範囲を拡大して条例の趣旨、目的を達成するよりも、今ある枠の中に入っているものをしっかり検証することによって、本当の意味で条例の趣旨、目的が浸透していくのではないかと思います。
委員	実際コンプライアンスはどれくらいなのでしょう。
契約検査課長	調査では皆さん守っていただいています。

委員 契約検査課長	<p>どのような調査でしょうか。</p> <p>今年度はまず、特定公契約の実績がある業者へのアンケートを行いました。もう一步踏み込んだ方法で検証することも今後考えています。</p>
委員 財務部長	<p>見た目、つまり、対象額を引き下げ範囲を拡大するよりも、本当の意味で浸透させるには色々やるべきことがあると思います。</p> <p>来年度はやり方を少し考えたいと思います。</p> <p>下請の賃金台帳は下請けが持っているので、下請のところに行くしかありません。また、下請は元請の工事ばかりをしているわけではないので、元請けの工事だけの賃金台帳を作るのは、負担を大きくかけることとなるため、難しいと思います。</p> <p>そこまで細かいことは求めることができませんが、例えば複数社抽出して下請業者の所に行って、口頭で確認する程度はした方が良いと思います。業者さんに負担をかけない様に、こちらから行って、見せてもらうことも考えていきたいと思います。</p>
委員	<p>対象を拡大することによって検証が困難になるので、より効果的な検証を行うために対象は今のままでよいのではないかと思います。最終的には、範囲を広げていくことは良いと思いますが、まずは、現在の範囲の中で集中して検証し、条例の効果を上げたうえで、拡大を考えていくという形でも良いのではと思います。</p>
会長	<p>検証の件は、ご意見の通りですが、次年度には対象の拡大について、広範な観点から前向きに議論をするということでしょうか。</p>
委員	<p>全国的に公契約条例の制定が広まり、豊橋市と同規模の自治体が増える中で、比較ができるようになればいいと思いますし、議論もしやすくなると思います。</p>
会長 各委員	<p>他に何か質問・意見ありませんか。</p> <p>(意見なし)</p>
会長	<p>それでは、特定公契約対象範囲の拡大について、来年度は、現行通りということでしょうか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
会長 契約検査課長補佐	<p>次第2「答申について」事務局より説明をお願いします。</p> <p>説明(資料2「答申について」)</p>
会長	<p>付記の中で、先ほど意見の出ました、特定公契約対象範囲の拡大について、追加していただきたいと思います。</p> <p>また、修正については、事務局にお願いし、今後の進め方については、修正後の内容をメール審議という形でお諮りしたいと思いますがいかがでしょうか。</p>

各委員 契約検査課長	<p>(異議なし)</p> <p>それでは、新たな答申案につきましては、本日いただいた内容に修正いたしまして、会長にご意見いただいた上で、皆様にメールをお送りし、ご意見をいただきたいと思います。</p> <p>以上で平成 30 年度の審議会を終了します。</p>
---------------	---